

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年8月19日

厚生委員会

速報版

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後1時29分開会

○白石正輝委員長 皆さんこんにちは。開会少し前ですけれども、全員おそろいようですので、ただいまから厚生委員会を開会いたします。

今日は、おぐら委員さんが骨折してということで、今療養中ですので欠席でございます。それでは、会議を始めます。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 本日の記録署名員2名を、私から御指名申し上げます。

長井委員、野沢委員、お願いいたします。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 それでは、請願陳情の審査に入ります。

5受理番号8 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情を単独議題といたします。前回は継続でございます。

執行機関、何か説明ございますか。

○介護保険課長 特に変化はございません。

○白石正輝委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

○横田ゆう委員 今年度から介護サービス事業所職員の家賃、支援助成が39歳までと拡大されて、現場の方から大変喜ばれております。

この要件は、新たに採用されたときに、賃貸住宅に住んでいることが条件になっているということでよろしかったでしょうか。

○医療介護連携課長 横田委員おっしゃるとおりでございます。

○横田ゆう委員 それで、現場の方からは更に改善を求める声が上がっておりまして、それは新卒者が、採用当初は実家から介護の職場に通われてい

て仕事に慣れてきて、経済的に安定すると、賃貸住宅に移り住む職員がかなりの数いるということなのです。こういう方は対象になりますか。

○医療介護連携課長 現在のところ対象にはなりません。新規採用時点での申請となります。

○横田ゆう委員 是非こういう方も長く介護職員として働いてもらえるように、対象に加えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○医療介護連携課長 今年度、対象年齢を拡大いたしまして、申請の状況進捗を確認している状況でございますので、申請状況を分析しまして今後につきましては検討していきたいと考えております。

○横田ゆう委員 よろしく願います。

そして、ちょっとこれはずれるかもしれませんが、介護人材の確保という点で言うと、ある区内の介護事業所が、去年、浅草高校の就職説明会に行って、介護の仕事について説明を行ったそうです。それをきっかけに、説明を聞いた生徒が卒業後、介護の職場に就職するということがあったということなのですね。

ですから、区内でもう中学生は職業体験をやっていますし、それから高校だと、例えば小台橋高校とか、そういうところで就職説明会をやっていると思いますけれども、そういうところで介護の魅力を知ってもらうために、学校教育部の方と連携を取って、子どもの頃から介護の仕事に触れる機会をつくってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○医療介護連携課長 区としましても、区内にある都立高校の方に、現在行っております就労体験事業のPRなどを実施しているところでございます。

そのほかにもできる手だてにつきましては引き続き検討してまいりたいと考えております。

○横田ゆう委員 是非今後とも広げていっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは各会派の御意見をお願いいたします。

なお皆さん方に申し上げますが、厚生委員会の後に、社会福祉協議会との会合がありますので、質疑、答弁は簡明をお願いいたします。

○岡田将和委員 継続をお願いします。

○長井まさのり委員 寄附金の支給制度の創設ということが前回の厚生委員会の中でもちょっと質疑をさせていただいて、仮に65歳以上の被保険者を対象した場合の試算というのは、約32億という莫大な金額でございました。

また介護職員の処遇、待遇改善策につきましても、我が党が要望をしまして、34歳から39歳に引き上げていただいたりとか、また、資格取得講習に当たっても、この受講中の賃金を保障と主旨にありますけれども、これは企業の判断による場所も大きいのかになって、そうしたことが、踏まえて、継続をお願いいたします。

○横田ゆう委員 やはり介護従事者の処遇改善は非常に重要ですので、採択を求めます。

○野沢つや委員 先ほど長井委員からお話があったとおり、ちょっと陳情の1番に関してちょっと疑義が大きいと思いますので継続をお願いいたします。

○白石正輝委員長 それでは、これより採決をいたします。

本陳情は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、5受理番号9 カメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査を未就学児全児童に行い、弱視の周知啓発を行うよう求める請願を単独議題といたします。

執行機関、何か変化ございますか。

○保健予防課長 特に変化はございません。

○白石正輝委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

○横田ゆう委員 国は5歳児健診を努力義務としておりますけれども、区としては、令和10年、5歳児の健診の導入は検討に入っているのでしょうか。

○保健予防課長 令和10年度に向けてなのですけれども、5歳児健診について検討段階としているところでございます。

○横田ゆう委員 そうすると、まだいつ、いつ頃やるとか場所とかは具体的に決まっていないという状況だと思いますけれども、やるということにおいては、やはりトオートレフラクトメーターの活用についても、その時期に合わせて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○保健予防課長 5歳児健診なのですけれども、身体とか精神とか言語の発達を見る検査でございまして、目の検査は直接は入っていないので、今のところはそこまでは検討していないところでございます。

○横田ゆう委員 3歳で発見されなくても次の段階で発見されるということもあると思うので、物理的にちょっとどうなのかという問題もあると思うのですけれども、具体的にならないとあれですけれども、是非加えていただきたいというふうに思います。

意見です。

○白石正輝委員長 どなたが。

○保健予防課長 この機械は保健センターにあるのですけれども、どこの場所ですのかもまだ決まてませんので、そういうところでございます。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは各会派の御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員 継続をお願いします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○長井まさのり委員 現在、もし目に関して心配がある方につきましては、各保健センターにある機器で目の検査を受けることが可能であるかと思えます。また、そうした中で視覚異常の可能性がある場合は、精密検査も受けることも、乳幼児医療証を持参して可能であるかと思えます。

そうしたこともございますけれども、今回は継続でお願いいたします。

○横田ゆう委員 やはり3歳で発見されなくてもその後発見されるということであって、そういう場合でもやはり節目として5歳というのがあると思うのですね。いつでも保健所で検査ができるということであっても、やはりここで意識を強めるという意味では必要性は高いというふうに思いますので、採択を求めます。

○野沢つや委員 継続でお願いいたします。

○白石正輝委員長 それでは、本請願について採決をいたします。

本請願は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、5受理番号49 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情を単独議題といたします。

執行機関、何か変化ありますか。

○親子支援課長 法改正の周知のために、昨年度も行いましたが、セミナーを開催することになっています。

名前、名称は、養育費・親子交流等法律セミナーで、9月2日梅田地域学習センターで行います。以上です。

○白石正輝委員長 ありがとうございます何か質疑ございますか。

○横田ゆう委員 この独り親からの相談窓口は、豆の木相談室になっているという御報告、先週、前

回ありましたけれども、相談件数においても非常に増えていて944件ということですが、少し内容を教えていただきたいのですが。

○親子支援課長 法改正前と後で大きな変化は実際ないのだけれども、内容の割合としましては、昨年度37.3%が離婚・養育費に関することです。

その他、同じぐらい、10%前後ですが、就労、生活、子どものこと、住まいのこと、多岐にわたって様々な相談があるというような状況です。

○横田ゆう委員 そうすると、やはり他部署との連携が重要ということで、住まいのことであったり就労のことであったりとかいうことで、連携の方はどうなってますでしょうか。

○親子支援課長 その時々で連携先は変わりますけれども、お仕事のことであればハローワーク等になりますし、生活費のことでお困りであれば生活保護、それから、まるごと相談課等を御案内します。あと多いのは、子育てのことで悩んでる方が多いので、教育関係の部署についてはよく御案内をしているというようなところです。

○横田ゆう委員 職員配置は何人になりますでしょうか。

○親子支援課長 豆の木相談室の独り親の相談員としましては4名、それから就労の相談員が2名になっております。

○横田ゆう委員 正規の職員ですか。

○親子支援課長 6人は全て会計年度の職員で、常勤としましては、係長以下、4名の職員がおりまして、これは相談そのものばかりではなくて、セミナーの企画とか、あと交流支援の事業等を企画したりということをしております。

○横田ゆう委員 この会計年度職員というのは、何か資格を持ってる方なののでしょうか。

○親子支援課長 相談員としましては、保育士、それから社会福祉士等の資格を持っております。

○横田ゆう委員 やはり相談業務は重要ですので、正社員化とか、正社員というか職員化するとか、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

そういうことも非常に検討していただきたいというふうに思いますし、やはり専門的な知識を持った人として重要な部署でありますので、そういうことをきちんと位置づけていただきたいというふうに思います。そして、やっぱり寄り添った支援を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○親子支援課長 専門職についてであります、もちろん常勤の方もバックアップしておりますが、それからあと、国の機関であります養育費・親子★★というところでは相談員の相談を受けてくれるというところがありますので、そういった国の機関、また、都のひとり親家庭支援センターもありますので、日常的にそういうところと連携して相談をしながら進めておりますので、今後もそのような形で、幅広い機関と連携をしながら相談支援に当たっていききたいというふうに考えております。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは各会派の御意見を願ひいたします。

○岡田将和委員 継続で願ひします。

○長井まさのり委員 今後も関係部署としっかり連携をしながら、様々な状況の立場の方々に寄り添い、丁寧な相談体制と情報発信、また周知、先ほど9月2日にセミナーとありましたけれども、しっかり丁寧に進めていただきたいと思います。

継続で願ひします。

○横田ゆう委員 この分野はやはり、ますます増えてくる可能性もあるということで、しっかりとサポートをしていただきたいと思いますので、採決を求めます。

○野沢てつや委員 この陳情に関しましては、令和5年受理ということで、その後も、改正民法も施行されまして、着々と共同親権に関しては理解が進んでると思います。

陳情の内容に関しましては疑義はございませんので、採決で願ひいたします。

○白石正輝委員長 それでは、本陳情について採決をいたします。

本陳情は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

次に、5受理番号53を単独議題といたします。

前回は継続審査です。

執行機関何か変化ありましたか。

○感染症対策課長 特に変化はございません。

○白石正輝委員長 ありがとうございます。

それでは何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは各会派の御意見を願ひいたします。

○岡田将和委員 継続で願ひします。

○長井まさのり委員 今後においても区民にとって必要な正しい情報を適時発信していただきたいと思います。

継続で願ひします。

○横田ゆう委員 継続で願ひします。

○野沢てつや委員 継続で願ひします。

○白石正輝委員長 それでは、本陳情につきまして採決をいたします。

本陳情は、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○白石正輝委員長 挙手全員でございます。

それでは次に、受理番号8と9を一括議題といたします。

前回は継続審査でありました。

執行機関、何か変化ありますか。

○保健予防課長 特に変化はございません。

○白石正輝委員長 何か質疑ございますか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 白石正輝委員長 質疑なしと認めます。  
各会派の御意見をお願いいたします。
- 岡田将和委員 継続でお願いします。
- 長井まさのり委員 このワクチンは厚労省において、たしか令和5年に認可をされ、有効性、安全性は確認されているものと見ております。  
したがって、継続でお願いいたします。
- 横田ゆう委員 継続でお願いします。
- 野沢つや委員 継続でお願いします。
- 白石正輝委員長 それでは、本陳情につきまして採決をいたします。

本陳情は、引き続き継続審査の申出をすること  
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 白石正輝委員長 御異議なしと認め、さよう決定させていただきます。  
次に、受理番号17を単独議題といたします。  
本陳情は新規付託でありますので、執行機関の説明を求めます。
- 衛生部長 では件名、東京女子医大足立医療センターにおける地域医療機能の検証及び区民への情報公開の充実を求める陳情について説明いたします。

陳情の要旨は、東京女子医科大学附属足立医療センターについて、区が誘致時に期待した高度医療機能の発揮状況を足立区で定期的に検証し、その結果を区民に分かりやすく公表することなど、4点となります。

内容及び経過ですけれども、まず足立区は東京女子医科大学足立医療センターと、そこに地域の代表者や医師会、歯科医師会の代表者などを入れて、地域連携協議会を年に1回程度開催しております。

また、陳情の中にございますこうした6つの、区が要望した6つの機能の情報公開については、現在は病院や東京都のホームページなどに公表さ

れております。

区の方針ですが、今後も引き続き協議会を継続してまいります。

また、協議会において足立医療センターの6つの病院機能や、その充実に必要な先進高額医療機器の稼働状況などに関する報告を区として求め、意見交換を行ってまいります。また、そうした結果や資料については、個人情報や法人運営上の支障が生じない範囲でできる限り区のホームページに公表できるよう検討してまいります。

以上でございます。

- 白石正輝委員長 何か質疑ございますか。
- 石毛かずあき委員 私の方から、まず本陳情についてなのですが、この医療センターについて先ほどもお話がありましたけれども、協議会を毎年開催して、救急災害やまた、がん、周産期など6つの病院機能を継続的に検証されているという点、そうしたのは大変評価されると思いますし、また一方で、各機能というのですか、そうした実情が複数のホームページに、何でしょう、分散されているという言い方が合っているかあれですけれども、されているような感じを受けるのですが、そのようなことで、区民の方から見れば、病院が地域医療にどの程度貢献されているのかなというようなことが少々分かりづらいのかなと、把握しづらいのかなというふうに思うのですが、その点の認識はいかがですか。

- 衛生管理課長 今、石毛委員御発言のとおり、各機能の実績等につきましては、病院のページであったり、東京都が認定していますが、東京都から認定を受けていますが、東京都のページに掲載されているところでございます。

若干、それぞれの実績というところでは各ページに行かなければ見えないという状況になっているところでございます

- 石毛かずあき委員 今、御説明ありましたけれども、例えばそういったことというのは、あえてそ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

のようにされているのか。例えば逆に分かりやすいようにしていなかったのかという、いろいろなことが考えられると思うのですけれども、その点っていかがなのでしょう。

○衛生管理課長 ちょっと足立医療センターに実情のところは聞いてみないところではございますが、恐らくそれぞれの機能の実績ですので、それ用のページというか、東京都の方も、その項目のところのページで紹介、すみません公開をしているというところで考えております。

○石毛かずあき委員 それで問題がなければ別に構わないのかなというふうに思いますので、今後、様々これからも工夫されていくと思いますので、引き続きお取組いただければと思いますし、そこで、これ、できるかどうかというところになるのですけれども、ここにも書いてあるようなそういう救急搬送の受入れの人数とか受入れ率とか、紹介とかそのような在宅医療との連携、災害医療やがん、周産期医療などの実績を一元化して、年度年度の比較だったり、またその目標達成状況が分かるような医療機能レポートと言ったらいいのですかね、若しくは見える化、そうしたものが、区と足立医療センターと話し合いというか連携を取りながら、そういうような情報が分かるような形で作成して、公表できるものなのかどうなのか、そこっていかがなのでしょう。

○衛生管理課長 こちらの数値、実績につきましては足立医療センター、病院の実績になりますので、やはり一義的には病院が、できればまとめて公開していただくのがいいのかなと思いますので、区としてもできれば足立医療センターさんにこういう実績を、例えばもうちょっと分かりやすくまとめてというところをお伝えできればなというところは考えているところでございます。

○石毛かずあき委員 ありがとうございます。

当然公表できることとできないことがありますし、気を付けなければならないことって当然ある

と思いますので、その辺、お気を付けいただきながら進めていただけたらなというふうに思います。

あわせて、先ほどお話ありました区民の皆様のお声だったり、医師会の方々だったり、医療関係者の方々だったり、協議会ですよね、協議会の方で出された御意見とか、その後の改善状況というのは公表されているのでしたっけ。

○衛生管理課長 一つ一つの御意見そのまま実現したかどうかというところは、公開はしておりません。

ただ今回、方針にも書かせていただきましたが、今後、協議会開催した後に、例えば委員の皆様から出た御意見の方は支障のない範囲ではありますけれども、区民の皆様へ公開できるように検討はさせていただきたいと考えております。

○石毛かずあき委員 よろしく願いいたします。

以上です。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○横田ゆう委員 これまでの女子医大に関して経過を言いますと、ちょっといろいろとあったと思いますが、区長が、東京女子医大の背任行為で退任された岩本絹子氏と高級ホテルで会食を重ねた経過、そして高級焼酎森伊蔵やフェラガモのスカーフを受け取っていたことが判明した、こういう経過があったわけです。

そして、元理事長岩本絹子氏は、東京女子医大建設をめぐって実体のない建築アドバイザー報酬を払わせて、1億円の損害を大学に与えた背任行為で逮捕されたということで、今区民の不信が募っているという経過もあるわけです。

やはりそれと同時に、足立区が東京女子医大の整備事業として東京女子医大に対して、足立医療センター整備に関わる補助金決定及びこれに基づく公金支出行為、そして2018年12月19日から20年間の用地無償貸与という事実があったわけです。

実際には、これは住民監査請求が行われて、今、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

改善の方向に向かっているということがあるのですけれども、やっぱりここでは、区民の税金がどういうふうに使われているのか、そういうことを明らかにする情報開示は必須義務であるというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○衛生管理課長 当然、情報開示というのはある程度、支障ない範囲でやるべきものだと考えております。

今この資料にも書かせていただいておりますとおり、病院としても、それぞれの機能の実績、ページは違うというところはありますけれども、公開していますので、その辺りもまた、まとめて分かりやすくというところの要望は区からもお伝えしていきたいと考えております。

○横田ゆう委員 やはり区民のいろいろな、もやもやを払拭するためにも、これはもうどうしても必要なことであるというふうに思います。

今回の陳情は、救急ですとか周産期、がん、地域医療で病床の稼働率ですとか救急搬送、どれも調べれば分かることですので、これを開示を求めているわけなので、しっかりと区民の視点に立って分かるような方法で情報開示をしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○衛生管理課長 繰り返しになって大変申し訳ありませんが、できる限り分かりやすく公開できないかというところ、先方の御都合もあるかもしれませんが、区としてはお伝えしていきたいと考えております。

○横田ゆう委員 やはり今女子医大はこの足立区にとって必要不可欠な大事な病院となっているわけですから、やはり、区のホームページは今後の方針で書いてありますけれども、例えばあだち広報ですとか、もっと多くの市民に知らせていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○衛生管理課長 今方針書かせていただいたとおり、ホームページ、こちらは公開、公表できるようには検討をしてみたいと思います。

それとあと広報、今、横田委員からありましたが、それについてはまずホームページの方検討させていただきながら、ほかに何ができるかというところ、できるか、できないかも含めまして検討はしていきたいと考えます。

○横田ゆう委員 やっぱり足立区の財産とも言えるような病院ですので、是非、皆さんが知れる、広報ですとか、ほかにもいろいろあると、方法あるのだろーと思いますけれども、そういう意味で広く周知をしていただきたいというふうに思います。意見です。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○岡田将和委員 今回新たに付託された陳情請願ということで幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

東京女子医大足立医療センターにおける地域医療機能の検証及び区民への情報公開の充実を求める陳情ということで、足立区に女子医大が来て、6つの機能を持つ女子医大ということで、足立区、区民の税金85億円ですか、85億円という税金が使われた女子医大の機能が現状今どうなっているかということをお知りになりたい区民の方からの陳情が上がってきたというふうに認識をしております。

基本協定書を見ると、6つの機能を有する病院ということで定義がなされております。

その中ですが、基本協定書の中には、6つの機能ごとの数値目標又は達成基準といった数値目標というのは、基本協定書に記載はございませんでした。区として、何をもちて高度な6つの機能の医療を保たれているかどうかという判断の基準というか、数値は持っているのか教えてください。

○衛生管理課長 今、岡田委員、御質問のありました、それぞれ6つの例えば具体的な基準というところなのですが、区としては、例えば三次救急の救命センターというところが幾つ以上という数字は現状ありません。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

というのも、こちらそういう機能を、患者の受入れをしていただいている以上、機能が発揮できているというところを考えています。また、東京都からそれぞれ認定されている部分もございまして、認定されて運営されている以上、それが果たされているというところを考えているところでございます。

○岡田将和委員 衛生管理課長、数値を持ってないというお話ありましたけれども、基本協定書第7条第4項には、東京女子医大は地域の中核病院として第1項に規定される6つの機能を高度な水準で維持するとともに、更なる機能の強化発展に努めなければならないと書いております。

この条文に対して、数値の目標とかそういうものは持ってないって、これ、どういうことですか。

○衛生管理課長 それぞれの機能の数値はないところではございますが、先ほどお話に出てきました連携協議会、こちらで地域の医療を担う医師会、歯科医師会、薬剤師会の委員の先生方に報告を見ていただきながら、そちらの機能が十分果たされているかどうかを意見交換させていただいているところでございます。

○岡田将和委員 今、衛生管理課長が答弁した、数値はないが協議会で年1回協議をしているということなのですが、我々議会に対しても、区民に対しても、6つの機能がどういう形で医療として高度な医療を提供されているかという数値目標は、やはり分かりやすくお伝えしなければ、こういう陳情請願が上がってきても致し方ないのかなというふうに考えます。

この6つの機能のうちの一つ、地域災害拠点中核病院と書いてありまして、陳情請願の説明資料には、足立医療センターにおいてDMAT等の活動概要が公表されているとだけ書いてあります。

毎年、足立区が重点的に行っております総合防災訓練、ありますよね、この総合防災訓練には東京女子医大さんは参加されているのでしょうか。

○衛生管理課長 総合防災訓練、形、やり方は年によって違うのですが、医療部として区内の災害拠点病院の皆さん、またこの女子医大足立医療センターは中核病院になるのですが、例えば通信訓練であればオンラインでつなぎながら、EMISという国のシステムあるのですが、そちらの状況と共有したりという訓練はさせていただいているところでございます。

○衛生部長 補足させていただきます。

地域災害中核拠点病院といいますのは、病院の機能に応じて東京都が認めるものになります。足立、荒川、葛飾において1か所その配置がございまして、今、東京女子医大足立医療センターがその機能を担っております。

それぞれの区のそういった訓練、防災医療部の訓練のときには、ウェブの参加のときもありますし、現場の参加のときもありますが、女子医大も参加しています。

去年は特に、荒川の河川敷で患者移送訓練というのをやりまして、そこではかなり女子医大も★★をはじめとして、たくさんの方数出いただきまして、女子医大の方からすこやかを経由して、患者さんを自衛隊の車で輸送するという訓練も実施しております。

○岡田将和委員 もうちょっと分かりやすく教えてほしいのですが、総合防災訓練の、去年は令和7年73機関入っておりますが、今年の東京女子医大の参加はあるのか、ないのかちょっと明確に教えてください。

○衛生部長 今年も医療分の訓練、EMISという情報の入力訓練ですとか、その後ウェブで会議をするのですが、その訓練がございまして、女子医大にも入っていただく予定です。

○岡田将和委員 地域災害拠点中核病院が東京都から指定されているということは分かるのですが、この東京女子医大が、足立区の総合防災訓練などに御参加をいただいて、区民の方に広く知

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ってもらおうということも大切だと思うのです。

例えばそういう防災フェスタですとか様々なイベントあると思います、そういったところでも東京女子医大さんが参加をしていただく、そして区民の方が、東京女子医大さんは足立区を含む医療圏でしっかりと機能を果たしてくれているというふうにPRすることも大事だと思うのです。

そういうことはされているのでしょうか。

○衛生管理課長 今、岡田委員御質問の中にありました例えば★★フェスタというところには、今、★★足立医療センターをはじめ、区の医療機関、今参加なかなかしていないところではあります。

今後ちょっとそういった御意見もお伝えしながら、災害対策課ともちょっと協議をしたいとは考えております。

○衛生部長 すみません、補足。

医療部として動きます、女子医大単独ではなくて、医師会を中心とした。その中にいろいろな役割分担があって、この中核拠点病院ですとか、災害拠点病院ですとか、そういったガバナンスがありまして、それで動きます。

ですので医療分として、またそういったフェスタに参加するかどうかですとか、その中で特に女子医大や活躍されているという辺りをどうPRするかというところは今後、災害対策部とも、併せて検討してまいります。

○岡田将和委員 先日、千葉市で水害ございました。数十km離れば、足立区にも同じようなことが起きていた可能性もあると思います。

また、先日の線状降水帯によって、足立区の中でも、ここの箇所は危険が高いよねということを都市建設部の方も把握に努めていただいているというふうに伺います。そういったところを連携していたり、足立区ならではの、そういう総合防災対策という意味では必要なのではないかなというふうに思いましたので申し上げさせていただきました。

続いてですけれども、先ほど東京女子医大の運営

★★、それから地域連携協議会ということで、年1回、東京女子医大と、それから各医師会、業界団体の皆様、そして地域の代表者様と、お話し合いの場を持たれているというふうに伺いました。

1月30日の協議会の報告書を見ると、全く数値が書かれておりませんでした。この数値というものは、協議会で恐らく出ているのだらうというふうに思いますが、その数値というのは、衛生部の方でお持ちなのですか。

○衛生管理課長 協議会当日に足立医療センターの方から、数値含めて報告はございます。

ただ、資料につきましては経営上の秘密というところもございますので、その場で回収というところに対応しているところでございます。

○岡田将和委員 1月30日の数値がない資料を見ても、我々議会としても6つの機能がきちんと機能しているかどうかというのはチェックができません。

救急応需率ですとか、紹介率、逆紹介率、これも、足立区と東京女子医大が結んだ基本協定書の中に書かれておりますよね。そういった資料、それから議事録等、そういったものを議会、厚生委員会に提出していただけますか。

○衛生管理課長 陳情の資料の今後の方針にも書かせていただきましたが、今後は協議会を実施した際には、終わってからにはなりますが、結果の方、分かりやすい形、当然、女子医大足立医療センターの経営等に支障がない範囲でということにはなるかと思いますが、公表できるようにしたいと思います。あわせて、厚生委員会にも御報告をさせていただきますと考えております。

○岡田将和委員 いや、そういうことではなくて、もう既に女子医大が開設してから毎年協議会行われておりますよね。過去3年分でも構いません。救急応需率、それから高度医療の補助金も5億円出されていますよね。それがどれぐらい活用されているか、また、紹介率、逆紹介率といった数値

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

を見せていただかないと、この陳情請願の趣旨にある検証、それから区民への情報公開の充実を求めるって書いてありますから、厚生委員会に出せませんか、それは。

○衛生管理課長 今、数値自体は公表されているものも含めて足立医療センターのホームページ等に掲載しております。

ちょっとそこの辺、足立医療センターに御相談させていただいて、過去3年分ぐらいをまたまとめて出せないかどうか、ちょっと相談はさせていただきたいと思います。

以上です。

○岡田将和委員 なぜそんなことを言うかということ、もう既に85億円という補助金は出されてしまっています。また、足立区が無償提供している土地ですよ。そんな中で女子医大が6つの機能をしかりと高度の医療を提供していただいているかどうかというのを確かめるのは、この協議会しかないのではないかなというふうに思います。

それと併せて、参加委員17名のうち2人区民代表とあるのですけれども、この2人の方が、しかりと足立区民の声をしかり協議会に反映されているかどうかというのは、ちょっと資料ではうかがい知れなかったのですけれども、その辺りいかがですか。

○衛生管理課長 区民代表のお2人なのですけれども、あまり詳しく言うとあれですけれども、地元の住民の方代表というところをお願いしているところではあります。

地元ならではの御意見というところで、当日御意見、意見交換させていただいているところではございます。また、御要望としまして、例えばもうちょっと受け入れようとかいう話もございまして、それにも足立医療センターから応えたりというところのやり取りをしているところではございます。

以上です。

○岡田将和委員 きっと地域の方々から大切な御意見が上げられていることかと存じ上げます。

ただ、しかりとこういった足立区全体の区民の声を届けるためにも、この協議会には、例えば厚生委員会の委員長、副委員長も出席するなど、出席メンバーもよく検討した方がいいのではないのでしょうか。

○衛生管理課長 現状、協議会につきましては足立医療センターさんとも協議の上で成り立っております。また、今、岡田委員からいただきました御意見もお伝えしてまいりたいと考えております。

○岡田将和委員 昨年、今年と予算特別委員会で東京女子医大の質問をさせていただきました。質問させていただいたからには、私も発言した責任を感じております。

先日、1月30日の厚生委員会で情報連絡ございました、東京女子医大探検ツアー、明日が中学生向けの探検ツアーの予定日となっており、昨日、金曜ですよ、金曜日、あさってですよ、あさって金曜日予定がされていると伺います。私、探検ツアー是非見学したいと申し上げたところ、お断りをするという御連絡がありました。

それについてなぜでしょうか。もう一度確認させてください。

○衛生管理課長 今、岡田委員からございました、岡田委員から探検ツアー見学したいという御意向をいただいております。私から御希望にお応えできないという返事をさせていただいたところではございます。大変申し訳ございませんでした。

理由につきましては、今回、もし見学可能ということであれば、庁内でも相談させていただいたのですが、ほかの議員、例えば厚生委員の皆様にも等しく御案内させていただく必要があるということで、また、今回のツアー、参加者かなり応募多数で抽せんで絞っている状態ではございます。そんな中で複数人の委員の皆様御案内することができかねるということで、御遠慮していただいた

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ところでございます。

○岡田将和委員 そういった理由でお断りなされたということではありますが、この募集、探検ツアーというのは、実施主体というのはどこになりますか。足立区ですか、女子医大ですか。

○衛生管理課長 実施は足立医療センターと区の共催になります。

○岡田将和委員 足立区が捻出している予算、また、例えばこれ足立区の区の広報に載せたり、ホームページに載せたりしていますよね、区民の税金を原資とするような内容になっていますか。

○衛生管理課長 今、岡田委員おっしゃったとおり、広報、ホームページ、SNS、使っております。

また、予算につきましてはあまり実は、広報物は掛かっているところではありますが、消耗品ぐらいを今、使っているところでございます。

○岡田将和委員 そういった原資が区税である中、我々も、しっかりと適正に使われているかどうかをチェックする立場にございます。

そういう監視機能、監査機能を妨げるような御返事だったのかなというふうに感じてしまうのですけれども。

この金曜日予定されている中学生は10名ということでございます。先日行われた小学生は、親子で10組ということですから、おおよそ20名だと思います。この中学生の10名以外に行かれる、例えばホームページにも載っていましたが、★★の職員の方が行かれるなど、区の職員の方は何名行かれるのでしょうか。

○衛生管理課長 区の、区からの職員としましては私を含め5名でございます。

○岡田将和委員 ということは、中学生10名と★★ではなく、衛生課の皆さんが5名行かれるということで、それでも場所がないからということで我々も行けませんというお返事をいただいたのかなというふうに認識をしております。

例えばですけれども、中は入れなくてもロビー

で例えば見学をさせていただくとか、終わった後、中学生の皆さんがどういう形でアンケートに臨んでいるかとか、どういうふうに女子医大さんが地域の皆さん、小学生中学生の方々に喜ばれることをしているかということを見に行かせていただくこともいろいろと発言させていただいた私の役目だと思って、行きたいというふうに伺ったのですけれども、行けないという結論は変わりませんか。

○衛生管理課長 今、岡田委員から御意見いただきまして、お気持ちは十分理解できるものではございますが、例えば、受付のときロビーでやらせていただいています、15分ぐらいではありますけれども。そこで、こちら運営側としまして、どうぞ御自由に御見学くださいというふうに御案内してしまうと、そこはやはり受付入り口のところでありまして一般の患者さんも多く出入りするところではございます。責任を持って管理できるというところがないので、お断りをさせていただいたところではございます。

○岡田将和委員 よく分かりました。先ほど申し上げたやはりKPIの指標ですとか、女子医大さんが足立区にどれだけいろいろなことをやっていただいているかということは、恐らくやっていただいていると思うのですけれども、どのように区民の方に周知をしていくかということは大きな課題であると認識をしておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

それでは各会派からの御意見をお願いいたします。

○岡田将和委員 継続をお願いします。

○長井まさのり委員 この件は先ほども多くの質疑はありましたけれども、まず国が厚労省が求めている、今後の地域医療で求められる量的な病院機

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

能の把握というのにも合致していかなければならないのかなということと、あともう一つは、国も救急や周産期医療体制の確保を支援対象としていますから、だから地域医療機能を先ほどもありますけれども、数値で検証する重要性というのは、やっぱり高まっているのかなというふうに思うのですよ。

ですからその中で、どの程度、どこから始められるのか、どういうふうにやっていったらいいのかというのは、やはり質疑していかなければならないと思いますので、そういった意味でも継続でお願いいたします。

○横田ゆう委員 やはり区民への情報公開の、は非常に重要だと思いますので採択を求めます。

○野沢てつや委員 ★★自体は本当におっしゃっており、納得感もございます。

また一方で区の方としても、できるだけできることを模索している最中ということでございますので、すり合わせが必要だと思いますので、継続でお願いいたします。

○白石正輝委員長 それでは、本陳情につきまして採決をいたします。

本陳情については、引き続き継続審査の申出をすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○白石正輝委員長 挙手多数でございます。さよう決定いたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

◇

○白石正輝委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします

糖尿病対策に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

続いて、令和８年度地方都市行政調査についてを議題といたします。

希望する調査事項並びに調査都市についての提案がありました。

最終的な決定につきましては受入れ先の都市の御都合もありますから、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御承願います。

◇

○白石正輝委員長 次に、報告事項を議題といたします。

１から３までを福祉部長、４、５を高齢者施策推進室長、６、７を足立福祉事務所長、８を衛生部長、９、１０を足立保健所長から報告願います。

○福祉部長 それでは厚生委員会報告資料福祉部の資料をお開き願います。

まず２ページ、件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

こちら福祉まると相談課で１０月から始めたいている事業でございます。

福祉まると相談課、様々な御相談をお受けしているところですが、一定程度、就労、仕事に関する相談もお受けしております。

そういった方々のニーズに更に応えていくために本事業を開始したいと、オンラインによる就労相談というところを開始していきたいというふうに思っております。

そういった方々の中には、日中帯になかなか相談に来られない、相談ができないという方もいらっしゃいますので、この相談については、平日、休日の夜間帯にも広げていきたいというふうに思っております。

そうした方々の御相談の中で、また就労以外の

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

御相談もお見かけする部分がございますので、そういう方々の相談も、まるごと相談課の中につないで対応していきたいというふうな狙いで行いたいというふうに思っております。

実際に行うことにつきましては項番3の表のとおりで、オンラインキャリアカウンセリングをはじめとした機能を持たせたいというふうに思っております。

★★、契約に関する情報は、3ページの項番4、5に記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

こちらの事業につきましては、開始に先立ち、あだち広報9月25日号等に掲載をし、周知を図ってきたいというふうに考えているところです。

続きまして、5ページです。

セーフティネットあだち運營業務委託のプロポーザルの実施ということで、こちら、ひきこもり支援に関する事業のプロポーザルを今後行っていく予定でございます。

従前、福祉まるごと相談課でセーフティネットあだち事業を行っているところでございますが、こちら随意契約で今やっているところなのですが、これも、一定程度、他区でも事業者が出てくると、部分もございますので、プロポーザルにおいて一定の競争性を保ってきたいというふうに考えているところです。

契約につきましても、これは9月の補正予算に、今後、お示ししていきたいというふうに考えておりますが、お認めいただければ5年間の委託ということでやらせていただきたいと思いますと思っております。

事業の性質上、毎年事業者が変わるということは、少し利用者の方と事業者の信頼関係が構築しづらいという部分がどうしてもございますので、この点については補正予算において、債務負担行為を今後お願いさせていただきたいと思っております。お認めいただければ、5年間ということでやっていきたいというふうに思っております。

す。

今後のスケジュールについては6ページ6番、項番6に記載のとおりでございます。

こちらのスケジュールで今後進めていきたいというふうに思っております。

続きまして7ページです。

あだち食料品等物価高支援給付金、例の1人1万円の給付金についての申請率及びアンケートを行いましたので、その結果の御報告です。

申請につきましては6月30日までで締め切っております。

申請率につきましては、第1弾プッシュ型はこちらほとんどの方がお受け取りいただいているので、申請率は99.9%。第2弾お申込みいただく部分につきましても、申請率は9割を超えました。トータルで表すと92.9%ということで、非常に多くの方に御申請いただいたような状況でございます。

ただ、どうしても未申請の方がいらっしゃいます。未申請の方はこの(2)に記載のとおり、年代別で記載をさせていただきました。20代が一番多かったという状況でございます。

8ページをお開き願います。

お申込みをいただいた後、セブン銀行のATMでお受け取りいただくということを選択していただいた方々なのですが、その中で受取期限が過ぎてしまった方の表でございます。こちらにつきましては8月9日時点でございますが、2,171件の方が受取期限を過ぎたということで、世帯主年齢別に記載のとおりでございます。

こちら昨日ですけれども、もう一度受け取れる形の送金登録という作業をこちらの方でさせていただきました。この方々については8月31日、給付金を受け取れる最終日まで受け取る手続きを取らせていただきましたので、こちらで受け取っていただきたいというふうに考えております。

続いて9ページです。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

9ページの項番3、こちら、この事業についての効果検証として、オンラインでアンケートを行ったものと本庁舎1階で行いました相談窓口で、利用者の方々にアンケートを取ったその結果でございます。

まずこの給付金、どのような使い道でしたかというところなのですが、狙いのとおり食料品や日用品の購入に充てたという方が合計で約8割、8割強いらしかったというところ。そして、区内の店舗で使ったという方が84%いらしかったということで、区内消費の中にも少し寄与できたかなというふうに考えております。

10ページをお開きいただきまして、項番4、申請窓口でアンケートにお答えいただいた方、こちらほぼ結果としては同じでございます。

区内で、区内店舗で御利用いただいたという方が多かったというところでございます。

詳細につきましては11ページに、11ページ以降に記載させていただきましたので、お目通しいただければと思います。

私からは以上です。

○高齢者施策推進室長 引き続き、15ページを御覧ください。

プロポーザル方式によりまして、特定した4つの包括の業務受託事業者について評価を行いました。

その結果について御報告をいたします。

4か所の包括ですが、項番1に記載のありますとおり、包括新田、社会福祉法人の白寿会、包括扇が同じく社会福祉法人白寿会、包括東和、社会福祉法人健修会、包括花畑、社会福祉法人聖風会です。4か所いずれも合計点の平均が8割以上の得点だったということで、更新可という結果となりました。

委員等の構成につきましては16ページに記載がございますので、御確認いただければと思います。

各包括の詳細な評価の項目ごとの得点につきましては、17ページ以降にございますので、御確認をいただければと思います。

続きまして、21ページになります。

介護保険料の外国語による納付勧奨メッセージのSMS送信。

これはショートメッセージを送るという機能になりますが、令和8年の11月から開始するという御報告になります。

外国人の滞納者の方との接触を図り、納付につなげていきたいという大きな目的がございます。

送信の言語ですが、項番6に示してありますとおり、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語の6言語で対応をいたします。

今後納付が困難な方には、個々の実情に寄り添いまして、丁寧な対応をしてまいります。

私からは以上です。

○足立福祉事務所長 それでは福祉部の報告資料22ページ、御覧いただきたいと思います。

足立福祉事務所第二次滞納対策アクションプランの取組報告ということでございまして、令和7年度の取組実績の報告でございます。

項番1、収納率と債権額の推移、ございます。

グラフのとおりですが、(1)収納率の方が令和6年度より1.84ポイント低下、そのため、債権額も前年度に比べまして2,600万円ほどの増加となりました。この理由としまして(2)のありますとおり、令和6年度に回収した預貯金の電子照会、こういったもので未申告収入の発覚が増加したというところでございます。

また、発覚したときには既に使用されているということが多いために、収納が難しいというような状況でございます。

また、そういったこともございますので、令和7年、(3)にございまして、令和7年度には職員研修を実施したところで、新たな返還金を

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

発生させないといった取組を行っているところでございます。

続きまして23ページは、項番2は債権額の内訳でございます。

24ページ項番3、生活保護廃止世帯の債権に対する取組ということでございまして、(1)が強制徴収債権ですけれども、こちらの方につきましては、高額又は債務者が死亡した債権について区民部の特別収納対策課の方に関しまして債務整理を実施しております。

また、(2)の非強制徴収債権につきましては、債権放棄不納欠損に向けた相続人調査ということで、生活福祉事務所にいる国税OBの職員の方が調査を行っているところでございます。

続きまして、25ページ項番4になりますけれども、返還金の発生状況です。

こちらの令和6年度、令和7年度グラフを見ていただきますと、1,700万円ほど減少したところで、これは先ほど申し上げました研修の成果が出たというふうに考えているところでございます。

続いて、26ページ項番5、不納欠損額に対する国庫負担金の推移でございますけれども、適正な欠損処理を行うことで、不納欠損になった場合には欠損額の4分の3が国から交付されるということになってございますので、こちらの方も適正に進めております。

その結果、令和6年度から令和7年度に関しましては、9,600万円ほどの増加ということになってございます。

続きまして、27ページでございます。

項番6令和8年度の取組、今後の課題ですが、(1)遡及年金の迅速な徴収でございます。

年金につきましては早期に返還決定をする仕組みを構築して、滞納を防止していきたいというふうに考えてございます。

こちらのケースワーカー以外にも、生活支援課

の方も、しっかりと★★を行っていくといったような取組を行いたいと考えています。

(2)ケースワーカーの債権に対する意識向上、こちらにつきましては、引き続き研修の方を実施していきたいというふうに考えております。職員の方の意識をしっかりとモチベーションを高めていきたいというふうに考えております。

また、(3)第三次滞納対策アクションプランの作成、第二次につきましては今年度で終了となりますので、より実情に合わせた新たな債権の発生抑制等についての計画を実施したいと、改定作業を行いたいと考えております。

続きまして、29ページでございます。

生活保護費基準引下げ処分取消★★の最高裁を踏まえた、保護費の追加給付のスケジュール等でございます。

こちら、国の方から申請受付期間が提示されました。

項番1にありますとおり生活保護廃止世帯については、令和8年8月1日から来年の7月31日までということで1年間です。

支給スケジュールにつきましては、項番2にありますとおり、受給中の世帯は9月の定例保護費の支給分から順次支給します。

また、括弧にありますとおり、廃止世帯については、8月1日から受付開始しましたので、★★審査終了後に支給をする考えでございます。

ページ30ページでございます。

専用コールセンター相談窓口については、こちらの機関で設置を開始したところです。

また、今後の課題ですけれども(2)にありますとおり、廃止世帯につきましては、御自分で申請していただくということになりますので、広報の方をしっかりとやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○衛生部長 では、衛生部の報告資料2ページを御

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

覧ください。

令和8年度高齢者インフルエンザ定期接種における高用量インフルエンザワクチンの導入見送りについてですが、こちらについては、先日、第2回定例会で、増額補正させていただきまして、高用量インフルエンザワクチンも補助対象としたところではありましたが、令和8年7月21日付で厚生労働省から急遽、今年の秋冬の高齢者インフルエンザワクチン定期接種では、こちらを使用しないという方針が示されました。

足立区においても、こちらに従いまして、今回は補助対象外、補助対象とすることを見送ることといたしました。この件については既に医師会の方には情報提供をしております。

私からは以上でございます。

○足立保健所長 引き続き、衛生部報告資料3ページを御覧ください。

令和8年度竹の塚保健センター冷温水発生機改修その他工事について御報告いたします。

項番1の改修工事概要を御覧ください。

冷温水発生機の更新、給排水衛生設備及び電気設備の工事を行います。

工期は令和8年9月28日から令和9年3月17日を予定しております。

工事を行うに当たり、健診事業や休日応急診療所事業などに配慮し、区民への影響軽減に努めます。

続きまして、衛生部の報告資料5ページをお開きください。

千住庁舎大規模改修期間の延長について御報告いたします。

項番1を御覧ください。

改修期間延長により、現在予定されている工事終了時期が令和10年9月と6か月延長となります。

変更の理由ですが、項番2に記載のとおり、条件付一般競争入札が、金額超過により不調となっ

たため、及び資材調達に更に時間を要するためです。

工事期間の変更については、地域住民を初めとして関係者に丁寧に周知してまいります。

以上となります。

○白石正輝委員長 ありがとうございます。

それではただいまの報告について何か質疑ございますか。

○長井まさのり委員 少し端的に伺わせていただきます。

まず、夜間休日もつながるオンライン就労相談事業ということで、これは何か23区初と伺っているところでございますけれども、現在このまると相談には大変多くの相談が寄せられていると思います。就労に限らず様々あるかと思っておりますけれども、この相談内容の内訳、件数、例えば令和7年度ではどうか伺います。

○福祉まると相談課長 福祉まると相談課では、令和7年度における全相談延べ件数は2万685件でした。そのうち就労に関する相談は3,161件、となっており全体の15.3%を占めております。

種類別では4番目に多い相談になります。一番多い相談が生活困窮に関すること、2番目が健康、心の悩み、3番目が家族人間関係に関すること、就労相談は4番目になります。

○長井まさのり委員 分かりました。

休日夜間のオンライン相談ということで大変重要な取組であるかなと思います。

そうした環境を整備することで、この背景にある隠れた課題を早期に把握し、とありますけれども、例えばこの隠れた課題というのは、例を挙げると、どのような課題になるのでしょうか。

○福祉まると相談課長 相談の入り口としましては就労相談であっても、お話を聞いていくと、その背景には総合的な課題が隠れている場合があります。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

例えば、本人のメンタルヘルスの不調や家族関係の悩みだのです。これらは現状では、すぐに働くことが難しい状態であったり、就労の前にまずは生活基盤をきちんとしなければならないという場合があります。

こうした潜在的な課題をまるごと相談でしっかりと受け止め、問題が複雑化、深刻化する前に適切な支援を行ってまいります。

○長井まさのり委員 分かりました。

大変必要な支援であるかと思いますが、ここに国家資格を持つ相談員とありますけれども、どのような資格で何名体制で行うのか。

またあと、この就労相談で、機能の中で診断ツールと就労支援情報とあります。対応時間がこれ、いつでも利用可と書いてあるのですけれども、これは恐らくこの事業者このポータルサイトの画面上をいつでも見てチェックできるという内容かと思うのですけれども、いかがですか。

○福祉まるごと相談課長 キャリアカウンセリングを担当する職員は、国家資格であるキャリアコンサルタントの資格を有しております。職員、相談員は、社員3名、非常勤が8名の合計11名の体制となっております。

診断ツール、就労上や就労支援の情報の利用になりますが、こちらは、まずは区のホームページから事業者が作成したサイトの方にアクセスします。そこで各種メニューが表示されますので、自分が利用したい項目を選択していただきます。こちらウェブ上のツールになりますので24時間登録不要で利用可能となっております。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、この契約に関する情報で、指名競争入札ということでもありますけれども、何社指名したのか、また、入札に参加したのは何社なのか伺います。

○福祉まるごと相談課長 本件は指名競争入札で行われました。

入札の際は10社の指名入札が行われましたが、辞退等がありまして、結果として、一社のみによる入札となりました。

○長井まさのり委員 分かりました。

10社指名して1社入札参加ということで、この9社自体の理由というのは、何なのでしょう。

○福祉まるごと相談課長 辞退理由につきましては、各事業者の判断によるものになりますので、こちら事業担当課としましては詳細は把握してないところになります。

○長井まさのり委員 分かりました。

きちんと専門性のあるところを指名していただいていると思いますけれども、しっかりこの競争性を、しっかり保っていただきたいと思いますので、お願いいたします。

また、10月1日から令和9年3月末までということでもありますけれども、これ令和9年度、また再度これ指名競争入札ということになるのでしょうか。

○福祉まるごと相談課長 令和9年度につきましても、指名競争入札となります。

○長井まさのり委員 分かりました。

たしか広島市では同じようなこのオンライン相談等で、たしか独り親世帯、神戸市ではミドルとかシニア世帯を対象にしております、当区においては、対象者は限定していないということでございますので、この4ページにも記載がありますが、幅広く、しっかり周知をして、今まで相談につながらなかった人に対しても適切な支援がしっかり届くように、お願いしたいと思います。

次にセーフティネットあだちのこのプロポーザルについてですけれども、入札ではなくて、プロポーザルを実施する理由というのは確認ですけれどもいかがでしょうか。

○福祉まるごと相談課長 入札ではなくプロポーザルにした理由ですが、こちらは単なる価格競争ではなく、適切で質の高い支援を提供できる事業者

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

を選定するために、プロポーザル方式を採用いたしました。

ひきこもり支援につきましては、当事者、御家族ごとの個別性が非常に高く、高度な専門性と丁寧な信頼関係の構築が求められる事業になります。

そのため、実績や具体的な支援方針など、質の高い高さを総合的に審査、評価した上で、契約を結ぶことが重要であると考えております。

○長井まさのり委員 分かりました。

委託期間が5年間ということでございますけれども、この補正を行う理由の2番目に、利用者の急増に伴う事業費の適正化とありますけれども、この利用者急増の分析というのはいかがでしょうか。

○福祉まると相談課長 利用者の急増の要因としては、昨年度別館から学びピア21へ拠点を移転いたしました。

このリニューアルしたことにより、施設の利便性や相談環境が大きく改善したことをアピールしてまいりました。

また、SNSなどによる周知の取組を行ったことにより、利用者は増加となりました。

○長井まさのり委員 分かりました。

また、そうしたことにしっかり対応していただきたいと思いますが、ひきこもり、家族会の皆様からも支援体制の強い要望があったと思いますので、長期的で、そして丁寧な相談体制もお願いしたいと思います。

また相談場所であったり、この居場所事業に関して様々周知もしていただいておりますので、カード型のチラシ、また、案内も作成予定と聞いておりますので、しっかり周知していただきたいと思っております。

また、昨今は8050問題等もありまして、介護事業者が様々気付くケースもあるかと思いますが、個人情報には十分注意をしながら、そうしたこともしっかり踏まえながら、そうしたこ

ともまると相談にしっかりつながっていく仕組みも、これから大事なかなって思いますけれども、いかがでしょうか。

○福祉まると相談課長 長井委員のおっしゃるとおり、介護事業者の皆様につきましては、直接御自宅の方に訪問するというので、区の職員では知り得ない、御家庭の貴重な情報を把握できる立場でございます。

一方で、現場でひきこもりの方に気が付いたときに、どこに相談、又は連絡すればいいかわからないという事業者も一定数いると思います。

このため今後は、介護事業者向けの制度説明会など開催いたします。ひきこもり支援の相談窓口や、まると相談の存在を丁寧に周知してまいります。

○長井まさのり委員 分かりました。是非丁寧に、よろしくお願いいたします。

あともう1点は介護保険料の外国語による納付勧奨のメッセージでありますけれども、介護保険料を納付している外国人の方、被保険者の方は、区全体で何人いらっしゃるって、そのうち滞納者は何人いるのか、また滞納者は何か国になるか、またその滞納金額についても伺います。

○介護保険課長 今年の7月時点の数字にはなりますけれども、被保険者の中で外国籍の方が3,302名、こちら割合としましては約2%というふうになります。

それからその中で滞納されている方ですけれども、こちらが489名、滞納してる方、全体が今約5,000名いらっしゃいますので、割合としては約10%弱。

それから滞納金額ですけれども、2,600万円余ぐらいとなりまして、こちらが全体の、こちらから約10%弱というような割合となっております。

滞納してる方の外国人の方なのですが、今、直近では25か国の方が滞納されてる外国籍

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の方がいらっしゃいます。

○長井まさのり委員 分かりました。

開始月令和8年11月ということで、これはこの介護保険料の滞納だけではなくて、住民税とか国民健康保険料、後期高齢保険料も同時期に開始ということでございますけれども、外国語による納付勧奨メッセージで、滞納者が今25か国とおっしゃっていましたが、送信言語は6言語とありますけれども、この25か国に対して6言語でしっかり伝わっていくものですか。

○介護保険課長 今回、送信言語6言語というところで、そのうちの英語、中国語、韓国語という、いわゆるこちらの言語でおよそ80%以上の方が対象になります。

中には、25か国の中にはお1人だけのような少数の方もいらっしゃいますけれども、基本的にこの6言語でほとんどの方をカバーできるものというふうに認識をしております。

○長井まさのり委員 分かりました。

しっかり、送信件数も30件とありますけれども、残りの方、この電話番号を把握していない場合とか、そうした場合はどういうふうに対応していくのですか。

○介護保険課長 こちらについては外国の方ですとか日本の方という分け方はないのですが、通常の財産調査などを経まして、資産の有る方については差押え、ない方については、不納欠損ですとか執行停止、そういった対応を取らせていただくことになります。

○長井まさのり委員 分かりました。

また個々に応じた適切な対応を、しっかりお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、第2回の対策アクションプランでありますけれども、令和6年度に開始した、預貯金等の電子照会によって、またこの未申告収入の発覚が増加してきたということでございます。

今後は、新しい債権を生み出さないことが非常に重要であるかと思っておりますけれども、どうか。また同時に、この電子照会に乗らないケースもあると思うのですよね。この口座を介さないケースであったりとか、また、たんす預金であったりとか、また、そうしたことへの対策についてはどう行っていくのか伺います。

○足立福祉事務所長 足立福祉事務所長。

○福祉部長 よろしいですか。

今、長井委員おっしゃったとおり、やはり資力のない受給者の方たちでございますので、なかなか回収が難しいというところがあるので、新たな債権を生み出さないというところは非常に重要だと考えております。

したがって、そこについては、実態に合わせて、しっかりと取り組んでいきたいなと思っておりますのと、それから、預貯金調査では判明しないようなものもございます。

一番、その判明するきっかけとしては、課税状況の調査を毎年やっております。

それに関しては非常に不正受給ですとか、それ以外でも返還金が、債権が発生するような状況はその課税調査が一番大きいところでございます。

また口コミですとか、そういったことも、時折あって、そういったときにも調査等は掛けているところでございます。

○長井まさのり委員 分かりました。

今後の取組の中で、遡及年金の迅速な徴収等あって、これからケースワーカーさんであったり、生活支援委員会の方の役割が非常に大切であると思っております。

特にケースワーカーさんについては、1人平均どのぐらいの人数を、現在今担当をされているのか。また、中には若い職員の方も大変多いと思っておりますけれども、その状況について伺います。

○足立福祉事務所長 今、大体4月1日の現在で★  
★に近い形の担当を持っているようなところで

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

また休暇に入る職員もおりまして、産休、育休、また病欠もたまにいますけれども、そういったことでまた担当割が増えてしまうというような状況があるのが今の実態です。

また、長井委員おっしゃるとおり、若い職員が非常に多いです。20代30代が半分以上はいるかなというところで、半分はもう更に超えるような形で、かなり若い職員が多い実態でございます。

○長井まさのり委員 分かりました。

産休であったり育休、今あった病欠等で人数が減ってしまう、そうした状況もあるかと思えますけれども、このケースワーカーさんの今回の役割というのは非常に大きいものがあると思えますけれども、遡及年金の迅速な徴収ということで、どのように行っていくのか、ポイントについて伺います。

○足立福祉事務所長 遡及年金については、年金O Bも福祉事務所におりまして、福祉、年金事務所の方に赴いて、いろいろ調査をしていただいている状況です。

またその受給の確定がしましたら、返還の決定までしっかりと管理を行っていくというようなことが重要だと思っております、ケースワーカーに任せず査察指導員ですとか、また先ほど申し上げた生活支援推進課、こちらの方もしっかりと管理の方をしていきたいと考えています。

○長井まさのり委員 分かりました。

大変若い職員でございますので、しっかり育成をしながら、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

また研修等も踏まえて、お願いいたします。

最後になりますけれども、第三次の滞納対策アクションプランのポイント、それからスケジュールについて伺います。

○足立福祉事務所長 ポイントとしましては、28ページの第二次のアクションプランありますけれども、この返還金を新たに発生させない取組と、

また累計債権額の減少に向けた取組というところは、この柱は大きく変わらないかなと思っております。

ただ今、先ほど御質問いただいたとおり、職員の研修ですとか、また新たに発生させない取組というところでは、具体的な手法とか、そういったところを落とし込んでいきたいなというふうに考えております。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○石毛かずあき委員 私の方から足立物価高騰対策支援の件について、今回の給付金について、課税世帯の皆様へのプッシュ型の給付というのが、ほぼ100%満たしたことです。

また、電子申請と郵送申請、またセブン銀行ATM、そうしたものを組み合わせて、多様な受取方法、選択肢を与えられたこと、確保できたこと、こういったことというのは本当に他の自治体に比べても前進的なことではないかなというふうに評価しております。

一方で、未申請の世帯というのが、報告ありとあり、20代、30代などの比較的若い世代の方々でした。ATM受付についても受け取りについても、期限超過が生じていると。

こうした若い世代には、郵送や区のホームページだけではなくて、LINE等、またSNS、SMS、大学、専門学校、事業者、居住支援団体などを通じたその年代の対象者に近い立場、近い場所からの周知が必要ではないかなというふうに思うのですが、その辺の認識はいかがでしょう。

○福祉管理課長 石毛委員おっしゃるとおり、その年代の方に合わせた周知というのは重要だと思います。

若い世代については、ここに記載のとおり、いろいろSNSとか、区内大学へのチラシとか、いろいろできることはやったつもりですが、まだまだ工夫する余地があったかなと思っていま

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

す。

○石毛かずあき委員 ありがとうございます。

本当にそういった形では非常によくお取組いただいていたのかなというふうに思っています。

ですので、未申請の年代とか、またその生活状況だったり外国人世帯だったり、転居だったり、またそのデジタル利用状況などを踏まえて、そうしたことも分析して、これって予定されて行くものではありませんから、なかなか次というわけにはいかないと思いますけれども、こうした今回のことをきっかけに、しっかりと生かしていただけたらなというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

また、このプッシュ型給付というのが極めて高い効果を上げたことから、今後の対策だったり、災害時の緊急対策もそうですけれども、そうした給付で迅速に対応できるように、本人の同意とか個人情報の保護の前提として、交付金の受取口座とか、また、過去の給付実績を活用した足立区版のデジタル給付★★そこまで言っているのかな、そういったものが構築できるのではないかなというふうに思っているのですけれども、その辺の見解っていかがですか。

○福祉管理課長 今、石毛委員おっしゃったとおり、マイナンバーカードの公金受取口座、今回の給付金では利用できなかったのですけれども、それをもし国から指定を受けて利用できれば非常に利便性が高いということと、今回新たにセブン銀行ATMの受け取りというのをやったのですけれども、この取組については今後、全庁にもよく情報共有しまして、今後何か新たなそういう給付金等がある際には選択肢の一つになるかなと思いますので、その辺は全庁で情報共有してまいりたいと思います。

○石毛かずあき委員 どうぞよろしくお願いいたします。

地域包括支援センターについてなのですが

も、もう区内の25か所のセンターを評価委員会によって、人員配置だったり地域性また共同性、独自の取組、また個人情報の管理など、多角的に評価されていますので、しっかりと透明性の高い仕組みとして評価されているのではないかなというふうにも思います。

一方で今回の評価だと、後継者の育成とか、地域との協働とか、独自の取組が、センター間の中で多少の格差、格差って言うていいのかな怒られちゃうかな、差が多少出てきていると思うんですね。

そうしたことが今後、好評価、評価の高いところはいいのしょうけれども、低いところに対して、やはり、研修だったり、また改善が必要なセンターに対する伴走型の支援を、そこはやはり幾ら委託とはいえ、足立区の方から支援をしていたくような姿勢がいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどのようにされているのか教えてください。

○高齢者はつらつ支援課長 各包括への、例えば地域での独自の取組とかの支援というところで伴走型の支援というところですので、毎年、各事業について、当課の方で包括からの今年度の計画を見させていただきまして、それでヒアリングをして、まず、それで認識合わせということをしていただいております。

その中で、いろいろとこちらからも助言させていただいたりとか、現場の声を聞いたりとかして支援をさせていただいているところでございます。

また、各包括への成功の事例だとかというところを、センター長会ですとか、更に現場のレベルで言いますと毎月センター連絡会を実施しておりますので、そういったところで成功事例と困難事例も含めて共有して、各包括でのレベル感というものを合わせるような取組を行っております。

○石毛かずあき委員 ありがとうございます。引き続きお取組いただいて、できればその改善が、ど

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うなってきたのかというところまで目を向けていただいて、努めていただけたらというふうに思っていますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

竹の塚保健センターの改修工事なのですが、これ居ながら工事をする事で区民の皆様への影響を抑える判断ということは非常に評価されるもので、ただ給排水設備の工事で1日か若しくは2日間、断水が予定されているようなのですが、一番ちょっと懸念されるのが、乳幼児健診だったり、休日診療だったり、その辺の日と重なっちゃった場合というのはどうなるのでしょうか。

○竹の塚保健センター長 健診の日程につきましては、既に予約をされている方もいらっしゃいますので、そこを外して、断水を今計画しているところなのです。

どうしても断水が2日間に及んでしまうということもありまして、なかなか平日は難しい部分もありまして、もしかしたら、休日診療所をお休みすることになるかもしれないです。今調整中です。

○石毛かずあき委員 そのときは是非早めに必要な方々に対する周知をお願いできればと思いますので、その点よろしくお願いします。

最後、千住庁舎の大規模改修なのですが、半年間延長されるのですが、千住保健センターだったりまた子育てサロン、会議室等の仮移転期間も長期化するというふうに思われるのですが、この移転、仮移転によって利用者の方々への移動の負担だったり、また相談件数や事業参加率の影響、そうしたものが出ないかというのを継続的に把握していただいて、特に妊産婦だったり、乳幼児のお子様連れだったり、高齢者、障がい者の方々、そうした方々への案内だったり移動支援を強化していただければというふうに思うのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○千住保健センター長 御指摘のとおり、移動等に関しては極力影響がないもので進めていきたいと

いうふうに考えております。

ただ、場所的には直線距離で100mぐらいの移動ですので、大きな、何ていうのでしょうか、御足労を余分にお掛けするということはないのかなというふうには思うのですが、やはり場所が変わっているというところでの御案内はしっかりしていかなければいけないと思っております。

健診の御案内の中に移転先の地図を必ず添付するようにしておりますので、仮移転期間中は必ずそれを実施していくというところと、あと、また戻るという時期が発生しますので、ちょっとその端境期ぐらいになりましたら、また今度この時期に戻りますよというところでの御案内をしっかりとさせていただくことで混乱を防いでいきたいというふうに考えているところでございます。

○石毛かずあき委員 すみません、先ほどちょっと気になったので、一つだけ。

僕も50代なのですが、100mという距離、そこだけちょっと認識を少し、何だろう、変えていただいてというか、やはり大変な方もいらっしゃるの、そうしたことも踏まえて全ての方々に負担にならないような取組をお願いしたいと思っておりますので、要望で終わりますので、よろしくお願いいたします。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

○横田ゆう委員 生活保護の追加給付についてちょっと質問いたします。

この追加給付は9月の支給分と一緒に振り込まれるということでよろしかったでしょうか。

○足立福祉事務所長 横田委員おっしゃるとおり、タイミング的に受給中の世帯に関しましては、保護費の9月の支給分のタイミングでお支払するという形を取る予定でございます。

○横田ゆう委員 そして申請コールセンターは、通知が行く人と行かない人にも関わってくると思うのですが、コールセンターというのは何か周知の方法は、区、あだち広報とかでもやるとい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うことですか。

○足立福祉事務所長 もう既にあだち広報と、あとホームページ等で周知はしてございます。

○横田ゆう委員 分かりました。

一般的に言われる、いのちのとりで裁判ということで、生活保護費の、歴史的な最高裁の判決によって保護の追加給付が実現したということは本当に非常によかったというふうに思っています。

この支給の対象のことについて何点か質問したいのですが、まず複数の自治体で転居をしているような方で、今足立区に住んでいる方には通知がいくのでしょうか。

○足立福祉事務所長 廃止した、された世帯の方につきましては、自治体の方から通知の方を差し上げるということは、今回は国の方の方針もありまして、いたさないことになってございます。ですので周知の方が非常に重要なというふうに考えております。

○横田ゆう委員 そうすると、以前から保護を受けていて、足立区に移り住んでも保護を受けている人には行くのですか。

○足立福祉事務所長 足立区で今、例えば、現在受給、ほかの自治体から移ってきて受給された方については、その対象期間に受給されていれば、もちろん行きますし、ただ足立区から出てしまいますと、なかなかそこは難しいところでございます。

○横田ゆう委員 それから単身で保護を受けていて、そして同居になって同一世帯になった方には、それぞれに通知が行くのでしょうか。

○足立福祉事務所長 ルールとしまして、この対象期間のうちに、の中の世帯主の方に通知が行くことになります。

途中で例えばその期間の中で、単身の方が例えば御結婚されて、2人の世帯3人世帯になったときに、それについても世帯主の方に通知が行くようになります。

○横田ゆう委員 そうすると、やはり周知の問題が

非常に重要になってくると。通知が届かない人もいるということになりますので、本当に区の方でも周知ということで、今後の方針のところで書いてありましたけれども是非お願いしたいというふうに思います。

それとやはりこのいのちのとりで裁判の判決は、最高裁判所で6月27日生活保護費の減額は違法だという初の全国統一の判断を示したものですので、国の責任は非常に重大だと思っています。本来であれば国が受給者に対して一人一人に謝罪して、説明して回らなきゃいけないような問題であるというふうに思っています。

ですので、国に対して、また東京都に対して、テレビやラジオですとか、電車ですとか、バスの広告、SNSで広く周知を広げるように求めていくことも重要だと思いますが、どうでしょうか。

○足立福祉事務所長 正しくおっしゃるとおりだと思います。

国の方で今考え、国の方から実はポスターとチラシの方は届いてきているのですが、限られているので、主要なところに貼っていききたいと思っているのと、あと国の方は、新聞広告ですとか、あとインターネットSNSはもちろんなのですが、例えば病院とか郵便局ですとか、そういったところも活用して、広報周知、広報していくというふうに言っておりますので、ちょっと状況を見ながら必要に応じて何かこちらでも対策ができないかというのはちょっと考えていきたいと思っております。

○横田ゆう委員 よろしく申し上げます。

○野沢てつや委員 まず夜間休日もつながるオンライン就労相談事業の開始ということで、福祉まると相談課でまた1つ業務が増えてしまったということで、非常にいい取組だと思います。

根本的なことなのかもしれませんが、まるごと相談に多く寄せられる就労相談ということなのですが、件数とか内容的なものというのはどういった感じ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

になっておりますでしょうか。

○福祉まると相談課長 そうですね、先ほど申し上げましたが、令和7年度における相談件数、延べ件数につきましては2万685件になります。そのうち就労に関する相談は、3,161件となっております。

こちらにつきましては、お話を聞きまして、相談員の聞き取りの中から、ハローワークやジョブサポーターたち、そちらの方につなぐことをやっております。

○福祉部長 若干補足させていただきます。

こちらに相談内容としては、結構様々なものがあるというふうに聞いています。

例えば今の仕事に自分が適性があるのかというようなところの相談でというものもありますし、そうですね、あとは、そうですね、適正についてですとか自分がどういったものには向いているのかという相談を寄せられる方、特に若い方でそういったお声が来るというようなものもありますので、今回のこの仕組みの中で一定程度、診断ツール等も御用意させていただきますので、実際に相談に来る前に1回自分の中でそしゃくができるというような形は今回の仕組みの中ではできると思います。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。

なぜ聞いたかということなのですが、今ってすごい就労に関するツールっていっぱいあるわけじゃないですか。

私以前デューダの方登録しているのですが、いまだにスカウトメールが来るのです。障がい者用、子育て用、シルバー用、タイミーとかいろいろなアプリがあったりして、ハローワークもすごい使いやすくなっているわけなのですね。

その中でまると相談に、なぜ相談が多く来るかということに対して私はすごく疑問を持っておりまして、もしかしたら医療的な要素も結構あるのかなって気はするのです。そこら辺の把握状況

はいかがでしょうか。

○福祉まると相談課長 野沢委員のおっしゃるとおりだと思います。

相談にこられた方で、就労ということでお話を受けても、やっぱりお話を聞いていくと、御自分のメンタルが今弱ってる方、それから、家族関係で悩んでる方、また家族のことで心配な方がいる方、様々な方がいらっしゃいます。

そのような方々のお話を受け止める場所というところでも福祉まると相談課というところでは意味があるのかなというふうに考えております。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。本当におっしゃるとおりだと思います。

その中で今回オンラインキャリアカウンセリングということで非常にいい取組ではないかなと思うのですが、キャリアコンサルタントの方ですかね、どういった資格なのですか。ちょっと詳しく、何か横文字でよく分からないのですけれども。

○福祉まると相談課長 こちらキャリアカウンセリングを担当する職員、国家資格であるキャリアコンサルタントの資格を有しております。こちら、キャリアコンサルタントにつきましては個人の適性やキャリア形成に深く寄り添う国家資格になります。

相談の際は、職歴の確認だけではなく、これまでの経験、自分自身の強み、更には就労する上での阻害要因などを客観的に見極めます。また、お1人お1人のライフステージ、適正なところを見極め、また必要なスキル習得や段階的なステップアップを含めたアドバイス、そういった相談が行えます。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。

何かちょっと分かったか分からなくなるな、よく分からないような、★★資格だと逆によく分からなくなってきましたけれども、先ほどお話したとおり、もしかしたら医療の問題を抱えている方がいらっしゃる可能性がありますので、今回こ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

れでスタートしたということなのですが、もしかしたら今後、医療的見地のある方をスタッフとして加える余地もあるのかなと思うのですけれども、その点に関する見解はいかがでしょうか。

○福祉まると相談課長 現在、昼間も、こういった相談を受けておりますが、まると相談とつきましては、まずその仕事第一としては仕事をつなぐ役目というふうに考えております。お話をお伺いしながら、何が問題なのか、何が課題なのかを見極めて、適切な場所につなぐことということを行っていききたいと思います。

○福祉部長 若干補足させていただきます。

そういった医療にケアができる人材をその中に入れるかとか、これはちょっと始めてみて、需要に応じてちょっと考えていきたいというふうに思います。

ただ、恐らく相談の中で記録の中で、例えば最近眠れないんだけどとか、親のことでちょっと悩んでいるみたいな発言がぼろぼろ出てきた記録があれば、私たちも見て、これは仕事以外にも悩みを抱えている方なので、こちらから、連絡先うんぬんの問題はあるのですけれども、アプローチをして、ほかの相談につないでいくということはやっていきたいというふうに思っているので、まずはそういった運用が中心になってくるのかなというふうに思っています。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。

柔軟な運営の方、期待します。ありがとうございます。

続きまして、セーフティネットあだちなのですが、5ページですかね、利用者がすごく増加しているということなのですが、これ、利用者が増加するのはいいのですけれども、これ、ひきこもり支援ということなのですが、ひきこもりを支援して、ひきこもりを脱出することができたとか、何か社会復帰できたとか、そういった★★★数値的なものというものはあるのですか、そういう

ものって。

○福祉まると相談課長 申し訳ございません。ただいま手元にはございません。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。

今回ないということで仕様がないのですけれども、あとプロポーザルを実施するということで、これ自体はすごくいいことだと思うのですけれども、プロポーザルを実施するに当たりちょっとお尋ねしたいのですけれども、現在、株式会社キズキさんということが運営されているということで、いろいろな自治体の方を受け持っているのではないかと思います。先ほど執行機関の方から御説明があったように、いろいろな業者さんがこういった業種に参入してきているということなのですね。

私もちょっと見たら当事者を、ひきこもり当事者の方が運営スタッフにいるような会社もあるみたいなのですが、今後プロポーザルを実施するに当たり、またそういった要素、必須ではないのですがそういった要素を持った会社を条件として加味してもいいのかなと思うのですけれども、この件に関してはいかがでしょうか。

○福祉まると相談課長 今後、選定委員会がございます。この選定委員会につきまして、こういった視点はどうかということで提案していきたいというふうに考えます。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。

やっぱり当事者にしか分からないことって多いと思うのですよね。ですので、そういった取組を期待します。

続きまして7ページ、あだち食料品等物価高騰支援給付金ということで、これ、この事業自体は、もういいことだと思うのですけれども、今回、セブン銀行ATM最終受取期限を過ぎてしまった2,171世帯があるということで、これに関してはちょっと残念だなと思うのですが、この中で外国人の世帯の方の割合ってどれぐらいなのか。

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○福祉管理課長 申し訳ございません、国籍まではちょっと分析をしてないところですが、一定数いるのかなと思います。

○野沢つや委員 何が言いたいかというと、分からなくてできなくて、できなかった外国人の方がいたら、それはちょっと不利益ではないかなと思っております。

です、通知等に関しまして、そこら辺の配慮はできていたのかということに対してちょっと疑問があるのですが、いかがでしょうか。

○福祉管理課長 3月上旬に、最初に案内を送った通知には英語で記載していったということと、そのままSNS等で、英語、中国語、韓国語等で周知したということと、もし問合せがあれば、給付金ダイヤルの方では、13言語までは通訳で対応できるような体制を取っていたところではございます。

それから、ここには記載していないのですが、申請書の送付時期に合わせて、区内の日本語のボランティア団体、20数団体あるのですけれども、そこには、そこを通じて給付金の通知は依頼したところでございます。

○野沢つや委員 ありがとうございます。

これ足立区に限った問題ではないと思うのですね。こういった給付等の施策を行う際はかなり綿密にやらないと、やっぱり漏れが出てしまうのかなという気がしますので、そこら辺今後、対策をしていただけたらと思います。

続きまして15ページ、地域包括センターですね。

これプロポーザルで行われたということで、これ自体には全然問題を感じてはいないのですが、今、地域包括センターですね、介護保険の申請、高齢者のいろいろな相談、アウトリーチもやっているということなのですが、この前ちょっと、ちょうど地域包括の方です、一つお話を伺いに来た、行ったのですが、非常に大変だということで、6、

000人ぐらいの高齢者の方を七、八人のメンバーで担当しているということで非常に大変だというお話は伺いました。

今、足立区、昔、他の市町村で高齢福祉課に行ったときは、窓口受付をして介護保険の認定調査を行って、介護認定審査会の準備をしてというのを全部自分たちでやっていたのですけれども、足立区の場合は、それ全部、外部委託をしているということで、働き方改革で職員の方の負担を軽減するというのは非常にいいことなのですが、そのしわ寄せをちょっと外部の方に外部事業者に寄せてしまっただけは、それちょっとまた非常にどうなのかなという懸念もあるのですね。

ですのでそういった視点から、プロポーザルです、一定の基準で非常に評価するのは必要ではあるのですが、そこら辺の外部★★業者さんに対するケアというのは今どのような感じになっていきますでしょうか。

○高齢者はつらつ支援課長 ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおり、地域包括支援センターの現場の方では大変だという声は、こちらの方にも聞かれておりまして、把握しているところでございます。

その中で、まず現場のところでは、業務として、今、アウトリーチとおっしゃっていただきましたけれども、実態把握訪問、そちらの方が分量として多くなっているところでございます。こちらについては、年数回、実態把握訪問の検討会というところで区の職員と包括の方でいろいろと話をしまして、負担が過大にならないように現場の声を聞きながらやっているところでございます。

毎年やっているヒアリングの方でも、現場の声は聞きながらという形になっていて、現場の声を聞きながら、まずやっているというところが一つあります。

また、法人の方のバックアップ体制、そちらの方も重要だというふうに考えておりまして、今回

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の評価の中でも法人のバックアップ体制がどうかというところで、例えば今回、新田と、扇が4月から新しくなりましたが、ちょうど新田と扇が同じ事業者になりました。新田の方から4月の扇のスタートの際に職員の方を数名異動させるとかして、現場がきちんと回るようにバックアップしているということもありました。

そういうところも含めて、評価の中とか、ふだんのヒアリングとかを通じて、把握しながら、実態に合わせて、こちらの方もやっていきたいというふうに考えております。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。

ヒアリングちょっと行ったら、ちょっとプロポーザルの評価が気になって、なかなか言いづらいのよねなんてお話をされていまして、プロポーザルも全然いいですし、外部委託って当然必要だと思うのですが、やっぱり持続可能なものにすべきだと思いますので、トータルで政策の方考えていただけたらと思います。

続きまして21ページなのですが、★★納付勧奨ということで、ちょっと一つだけ気になったことがあって、送付件数約30件、新規で督促を送付する約100名のうち電話番号を把握してる割合30%★★ってことなのですが、これ電話番号を把握してる人としてない人の差ってどうなのでしょうか。どうやって把握したりしてなかったりするのですか。

○介護保険課長 基本的には、介護保険に関わる御申請ですとか、口座振替の依頼ですとか、認定の申請など等、個人情報として電話番号、こちらで把握できる方については対応は可能というような状態となっております。

○野沢てつや委員 その電話番号に関しては、任意ということなのですか、それとも必須ということなのでしょうか。

○介護保険課長 手続上、こちらから何かしらの御連絡が必要なものについては御記入をお願いして

いるものにはなりますが、必須でいうところでございますと、必須ではないというような状況でございます。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。

外国人の方、非常に、その後の移動把握がちょっと非常に難しいという面もありますので、ここに関してはもう少し強めで対応してもいいのではないかと思うのですが、今後いかがでしょうか。

○介護保険課長 野沢委員おっしゃるとおり、介護保険という部分で言いますと、世界的に見てもこの介護保険制度というのが有る国ない国がございます。

特にこの外国籍の方につきましては、まずはこの介護保険制度というものが日本の制度としてどのような制度であるか、そちらの周知の理解というのがまず何よりも大事なかなというふうに思っております。

その上で、介護保険料納付をいただくというステップが入ってまいりますので、その辺りの周知、その部分については丁寧に様々な方法で図ってきたいというふうに考えております。

○野沢てつや委員 ありがとうございます。

前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○岡田将和委員 私からは、まず、夜間休日につながるオンライン就労相談事業の開始について、私が昨年12月第4回定例会で、区民の安心を高めるための相談体制の更なる拡充について会派を代表して質問させていただいた事業ですので、10月から始まるということで非常に楽しみにしております。

幾つか質問をさせていただければと思います。

このオンライン事業ですが、事業者が、明示していただきました、兵庫県神戸市の会社ということで、この会社が公表している資料を見ると、全

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

国の10自治体、それから11の事業を委託されていると公表されておりました。

今回掘り起こしたいのがきつと、日中忙しい働き世代、子育て世代といった、ふだん足立区の情報を取れてないというカーチできてない層というふうに認識しているのですけれども、先行事例などをいろいろヒアリングした周知方法になっているかどうかってちょっと確認をさせていただきたいのですが、お願いします。

○福祉まると相談課長 こちらCompassからは、株式会社Compassという会社ですけれども、株式会社Compassからは、例えば広島県の状況について確認をしております。

それと各事業者からお話は聞いておりますが、それが公表されている情報というのがあまりないので、実際に、事業者からは聞いていますが、各自治体からは出てないので、そこを伝えてよいかどうかというところは分からないのですが、例えば広島県では、まず、こちら、就労に当たっては、目標値としては20件、10月から、昨年度10月から開始して翌年の3月まで20件という目標で行っているという情報はホームページに載っている情報なので、そちらの方はお伝えできます。

○岡田将和委員 周知方法についてちょっと確認の質問だったのですけれども、令和7年の区政世論調査を見ると、区の情報を手に入れる手段についてLINEは12.5%、約10人に1人、あだち広報を基に情報入手される方というのは18歳から29歳というのは大体30%台ということなのですね。

やはり私も日頃お会いすると、足立区多岐にわたっていろいろなメニュー、皆さんで御用意いただいているのですけれども、見付けられないとか、探し方が分からないですとか、そんなことやっているのということをすごく言われるのです。

ですから今回、日中忙しい働き世代が掘り起こ

したいターゲットだと思うのですけれども、そういった方々に届く周知方法でなければならないというふうに考えております。7番の(7)チラシの配架配布というのはどこを想定しているのでしょうか。

○福祉まると相談課長 まだ、そちらチラシにつきましては検討中でございます。ただ、チラシ2,000万枚から★★枚作成する予定になっております。効果的な方法でチラシを配りたいというふうに考えております。

また、ごめんなさい先ほどの周知の方法になりますが、まずは従来のあだち広報、区のホームページ、こちらの方はもちろん周知してまいります、本事業につきましては、おっしゃるとおり、日中の相談することが難しい方々ということなので、こちらは、夜間等にもアクセスしやすいSNSなどを活用しながら必要な情報を届けてまいります。

あわせて、区の相談窓口のほか、地域の就労関係の事業者などとも、などとはどのような連携ができるかどうかですね、その辺のところも調整していきたいというふうに考えております。

○福祉部長 若干補足で。チラシですね、私たちもどこに置くのが効果的だというのはもちろん考えなければならないと思います。

相手が置いてくれるかどうかという問題もあるのですけれども、その世代、20代30代の方、どうやってちょっと声を聞かかというのはこれからもうちちょっと検討にはなるのですけれども、実際にお声を聞いても、ここだったらちょっと手を取りやすいかなみたいなどの生の声は何かちょっと、どっかで聞いてみたいというふうに思います。

それを基にちょっと、今回2,000万枚を作って、区の公共施設とかにはなると思うのですけれども、これで終わりではないので、この先配布をするときにより効果的なところはどこなのかと

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いうところは引き続き探っていきたいと思いますし、もしもこういったお知恵がというのがあれば、また御教授いただければありがたいと思います。

○岡田将和委員 よく分かりました。

やはり私もまち歩いていても、非常に今、コインパーキング駐車場がなくなって集合住宅がどんどん建ち並びます。

10代20代の本当に働き盛りで、例えば上京してきて不安な中で、近くに誰も相談する方がいないという方も想定した場合、例えば、区民として転入手続に来る方々にお渡しするというのも一つかもしれませんし、例えば、離婚届を出しに来たシングルマザーになられる方ですとか、そういう、部署をまたがってそういう連携することも必要なのではないかなと思ってこの★★の周知方法を見させていただいておりました。

是非、先ほど事業者の名前出しましたが、全国で10自治体、先行事例あるわけですから、様々な周知方法をヒアリングしたりして、より良い事業にしていきたいと思いますというふうに思っております。

先ほど長井委員、野沢委員から質問あった令和7年度の実績分かりましたが、予算を掛けて令和9年3月までやられるということですが、おおむね件数はどれぐらい目標にしているとかそういう指標ございますでしょうか。

○福祉まると相談課長 今年度10月1日から開始で来年3月までになります。この半年間での目標値としては、まずは80件という数字で行ってまいります。

○岡田将和委員 楽しみにしております。

また、先行事例の神戸市と堺市では、オンラインの予約ではなくLINE友達の通過による出発点から、そういう相談事項を受けるといふかなりハードルが低い、★★事業を行っているといひました。

このオンラインで予約をして相談するというの

は非常に、これから取り組まれることだと思うのですが、行く行くこういったハードルを下げたLINE友達登録から、そこから相談というようなそういう事業設計みたいなことも想定されてますでしょうか。

○福祉まると相談課長 LINEの活用につきましては足立区ではかなりハードルの高いところになっておりまして、なかなかLINEを活用したというところは難しい状況になっております。

ただ、LINEの活用というのは、他自治体でも行っているところでありますので、こういったLINEの活用ができるかどうかというところは検討してまいります。

○岡田将和委員 楽しみにしております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、足立区地域包括支援センター事業業務★★事業者評価委員会の評価結果についてでございます。

先日、足立区内の介護事業者さんから連絡がありまして、例えば要支援のケアプランの作成というのは、厚生労働省によって3か月というふうに決められているというのですが、実は、何か包括さんによって半年とか1年とかという返答が返ってしまったという話がありました。

このあたりというのは、包括、足立区内で全部25か所ありますけれども、この包括さんに対するそういういろいろな会議ですとか、そういう介護保険法の取決め運用みたいなものというのは、会議体などあるのでしょうか。

○介護保険課長 ケアプラン作成要支援の方につきましては、基本的には地域包括支援センターを通じて作成をいただくものになっていますが、現在先ほど野沢議員の方からもありましたけれども、包括の方の負担がかなり増えてきているというお話の中で、実態としては、包括が更に再委託という形で居宅の支援事業所などに、そのケアプランの作成を依頼いただく、依頼しているというよう

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

な現状がございます。

○岡田将和委員 その居宅支援事業者さんが包括に確認したときに、ルールが運用が違うというような実態があるということをお聞きしました。

ですから私先ほど質問したのは、包括25か所ありますけれども、その25か所の方々が一堂に会して区と介護保険課などが会議するような場所というのはあるのかという確認なのですから。

○介護保険課長 包括については包括の連絡会ですとか、センター長会などを通じて、こちらの方から適宜周知する事項などがありましたら、こちらの方からそういった、赴いて御説明をさせていただいてというところではございます。

また、各居宅の支援事業所、例えば、足立区の介護サービス事業戦略協議会などについては、定例的に介護保険課、高齢室等と連携を取って、様々な事業の御相談ですとか、周知等させていただいているような状態でございます。

○岡田将和委員 是非よろしくお願いします。評価の結果かなり平均点高くなっていますが、事業所からそういった声も上がっておりますし、また来年は介護保険法改正ということで、こういった法律の法改正が目まぐるしいと伺っております。

そういった中でやっぱ包括センターさんによって回答が違うというのは非常によくないと思いますし、厚労省のルールと違った運用を包括さんが説明しているということは法令違反になる可能性もありますから、是非お願いしたいと思います。

また、足立区の方でもケアプランデータの作成の補助金が始まりました。それで包括この25か所の福祉の森というサービスは、こういったケアプランデータの、連携していないというふうに向ったのですけれども、その辺りいかがですか。

○高齢者はつらつ支援課長 現状では、国の進めている介護保険データ連携システムの方、包括で使っている福祉の森のシステムの方では、対応できていない状況でございます。

対応できるように、今、いろいろ準備を進めているところでございます。

○岡田将和委員 検討を進めていただいているということで、先ほど野沢委員の方からもお話あったとおり、包括さんも大変忙しいと思いますので、なるべく早急にお示しいただけるとありがたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○白石正輝委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○白石正輝委員長 それでは次に、その他に移ります。

何か質疑等ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 質疑なしと認めます。

次に、公社等の決算に関する調査についてを議題といたします。

本件につきましては、社会福祉法人足立区社会福祉協議会の役員の出席をお願いしておりますので、厚生委員会協議会を開会し、調査をしたいと思います。つきましては、これより同協議会を開会いたしたいと思いますが御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白石正輝委員長 異議なしと認め、協議会を開会することにいたします。

これより厚生委員会を暫時休憩いたします。

協議会の準備が整うまでしばらくお待ちください。

協議会の調査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

午後3時39分休憩

午後4時01分再開

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○白石正輝委員長　引き続き厚生委員会を再開いたします。

　ただいま、ただいまの協議会を踏まえて、何か御意見等ありましたら、そのときに御発言いただきたいと思います。

　ただいまの協議会を踏まえて何か御意見ございますか。

　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白石正輝委員長　意見なしと認めます。

　以上で本日の案件は全て終了いたしました。

　これをもって厚生委員会を閉会いたします。

　ありがとうございました。

　午後４時０１分閉会

# 速 報 版